

# ◆東院西辺部の調査—第270次

## 1 はじめに

平城宮の東張り出し部には、皇太子の居所である東宮があり、皇太子不在中は東宮・東院・東内と称され、内裏に準じる天皇の御在所があったとされている。さらに、宝亀年間（770～780）に記録のある楊梅宮も、東宮・東院の地を継承したものと考えられている。文献史料にあらわれる東院・東内・楊梅宮は、主に饗宴や叙位、仏事に利用されており、朝堂の記載もみえることから、広い前庭をもった大規模な施設の存在が想定されている（『平城報告XIII』）。

一方、平城宮東張り出し部のこれまでの発掘調査では、南東隅に池を中心とした庭園施設があったことがあきらかになっている。また、南辺部では、庭園施設とは直接関係のない官衙があり、奈良時代前半から中頃にかけての八省クラスの官衙正殿に匹敵する建物遺構を検出している。さらに、古墳時代の埴輪窯数基も検出している。

本調査区は、南東方が第243次（1993年度）、西方および南西方が第43次（1967年度）調査区に一部重複する。また、北方には、未調査区をはさんで第104次（1977年度）、第128次（1980年度）調査区がある。これらの成果から、本調査区には既発掘区から続く掘立柱遺構の存在が推定された。

1993年度より東張り出し部南東隅の池を中心とした奈良時代の庭園と建物の復原整備が進められており、本発掘調査は、整備にともなう一般用駐車場建設予定地の事前調査である。調査は、東張り出し西南部の様相解明を目的としておこない、7月1日に開始し、10月17日に終了した。調査面積は約1890㎡である。

なお、本報告では、現在一般的な呼称として用いられている平城宮の東張り出し部を、単に東院と表記し、文献史料にみえる語には、特に「東院」と「」を付して区別したい。

## 2 発掘調査の概要

本発掘調査区は、後世の水路、および調査のために設定した南北あぜによって、大きく、東部、中央部、西部にわけられる。調査は中央部・西部で開始したが、遺構残存状況の確認と中央部の遺構との関連を調べるため、東部を拡張した。

調査地は、平城宮東辺において北からのびてくる丘陵の西南端部分にあたり、調査区西部から地形が急激に下がる。しかし、後世の水田耕作により、中央部・西部は地山である灰色縞混黄褐粘土の直上まで削平されており、遺物包含層はほとんどない。一方、東部は後世の土取りのため、全面にわたって中央部よりも60cm～70cmほど削平されており、遺構が失われてしまった部分も多い。このため、遺構の多くは地山面で検出した。なお、遺構面の標高は、最も高い中央部北東方で約64.4m、土取りを受けた東部南方の最も低いところで約63.6mである。

## 3 検出した遺構

検出した遺構は、奈良時代の掘立柱建物14棟、雨落溝1条、掘立柱堀10条、井戸1基、土坑6基、古墳時代の埴輪棺1基と斜行溝2条、近代の野井戸1基などである。以下、検出遺構とその変遷についての説明をおこない、その後、埴輪棺について詳述する。

前述のように、本調査区は第43次・第243次調査区と一部重複する。ここでは再発掘区を含め、本調査区で検出した遺構について、遺構変遷の時期順に説明する（図8）。

### 奈良時代の遺構

SB5750 調査区西部北方にある掘立柱南北棟建物で、東側柱と東底の柱筋を南から5間ぶんを検出した。西隣の第43次調査では、妻柱を含めた西側柱筋の柱穴を検出しており、本調査によって身舎桁行9間×梁行2間、東

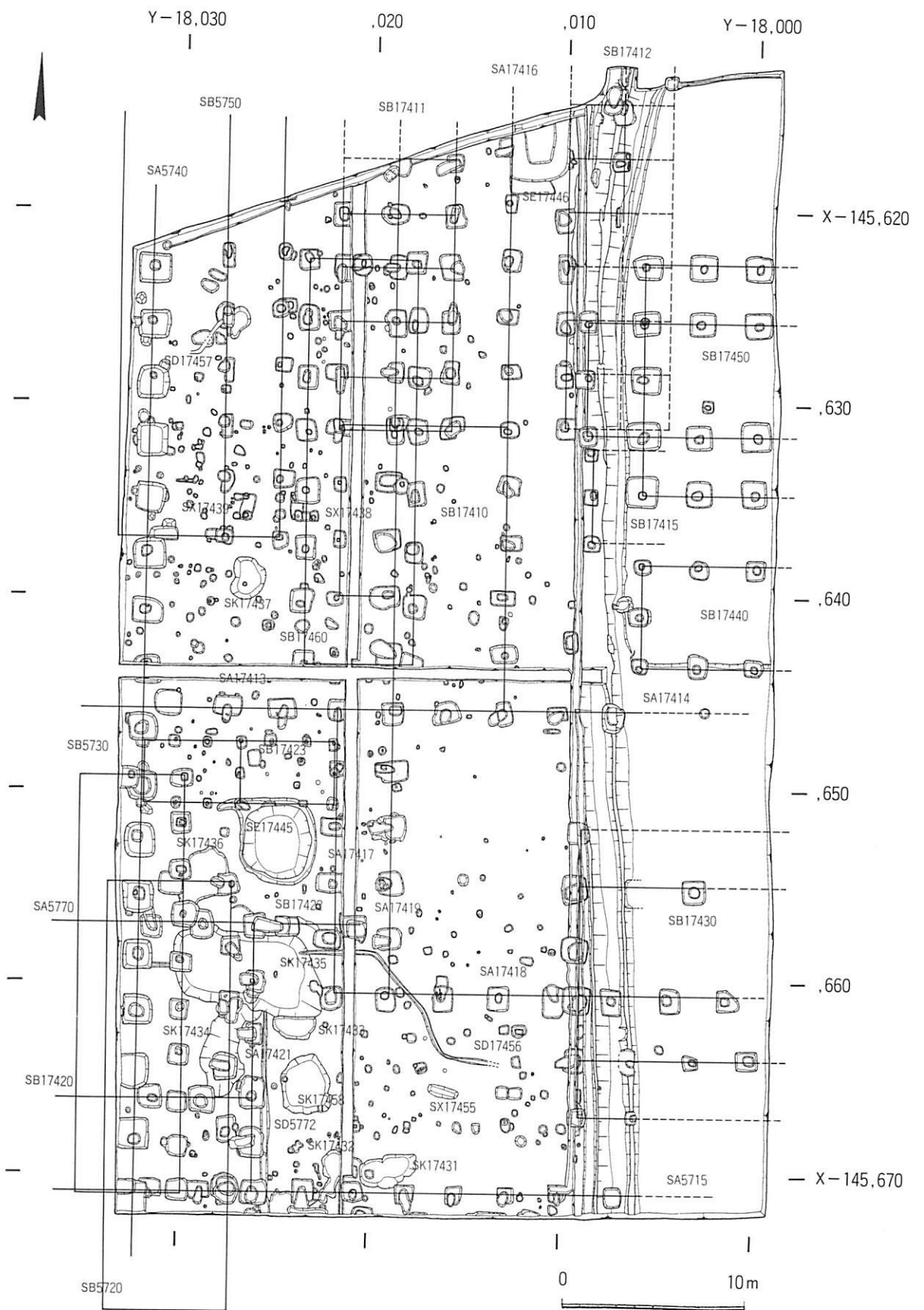


図8 第270次調査遺構平面図 1 : 300

庇つきの建物と判明した。柱間寸法は桁行が10尺、梁行が9尺、庇の出が9.75尺である。断割調査の結果、身舎柱掘形は段掘り状になっており、ある程度の柱位置を決めて浅い長方形掘形を掘った後、正確に決めた部分を深掘りしていることがわかる。東庇の柱穴はこのような工作がなされておらず、東庇は増築と解釈した。

**SB17411** 調査区中央部北方にある桁行5間以上×梁行2間の掘立柱南北棟総柱建物で、北端は北方の未調査区に続く。柱間寸法は桁行が9.5尺、梁行が10尺。柱抜取穴から平城宮土器編年Ⅲ期の土器片が出土し、また、炭の混じる柱穴もいくつかある。

**SB17412** 調査区中央部・東部境北方にある桁行6間以上×梁行1間以上の掘立柱南北棟建物で、西側柱筋と棟通りの柱筋の一部を検出した。東側柱筋は東部の土取りによって削平されていると思われる。柱間寸法は桁行が9.5尺、梁行が10尺。北方の未調査区に続くが、柱筋がSB17411とそろえることから、2棟は同規模の倉庫建築で、並立していた可能性が大きい。

**SB5720** 調査区南西隅において検出した桁行7間×梁行2間の掘立柱南北棟建物。すでに第43次調査で妻柱を含めた西半分の柱穴を検出しており、本調査では、東側柱筋の北から5間ぶんを検出した。柱間寸法は桁行・梁行とも10.6尺。土坑SK17434～SK17436より古い。柱抜取穴から軒平瓦6721H(平城宮軒瓦編年Ⅱ-2期。以下、編年の時期のみ記す)が出土した。

**SD5772** SB5720東側柱より東7尺の位置にあるの素掘りの南北溝。幅は約30cm。茶灰褐細砂が堆積しており、後述のSB17420やSK17435より古い。南の第43次調査でもこの溝を検出しており、SB5720の南5尺の位置で西に折れてSD5712となる。なお、SD5712は、第43次調査で検出した掘立柱東西塀SA5695の北5尺の位置にもあたることから、この付近の排水溝と考えられる。

**SB17410** 調査区中央部にある身舎桁行5間×梁行2間、北西の桁行3間に西庇をもつ掘立柱南北棟建物。柱間寸法は桁行・梁行・庇の出とも9.75尺。西の第43次調査で検出した、掘立柱東西塀SA5735の延長線上に南側柱筋をそろえる。後述の東西塀SA17413・SA17414と南北塀SA17416が接続する。当初、西庇をつけていたが、後に撤去する。柱抜取穴から軒平瓦6710A(Ⅲ-2期)が出土。  
**SA17413・SA17414** 調査区中央付近を横断する掘立柱

東西塀。西の第43次調査で西端部を検出している。SA17413は、先述の東西塀SA5735を東に延長し、SB17410の南西隅柱にとりつく。また、SA17414はSB17410南東隅柱から東にのびるが、調査区東部では削平されている。柱間寸法はいずれも9.75尺。

**SA17416** SB17410の北東隅柱から北方の未調査区へのびる掘立柱南北塀。柱間寸法は9.75尺。未調査区よりさらに北の第128次調査区では、この塀の延長線上にいくつかの建物の西側柱筋を想定しているが、柱間もほぼそろっているので、この塀の柱穴とみてよい。

**SA17417** SB17410の西庇の柱筋上にあつて、SA17413から南に5間のびる掘立柱南北塀。柱間寸法は9.75尺。後にSA17419にたてかえられる。この塀の柱穴は遺物をほとんど含まない。

**SA17418** SA17417南端から東にのびる掘立柱東西塀。調査区東部でもこの柱穴は残存し、さらに東方の未調査区へと続く。柱間寸法は9.75尺。SA17417からSA17419にたてかえるのにともない、西端が東に1間(9.75尺)移動する。直径約30cmの柱根が残存する柱穴もある。また、柱抜取穴から、軒平瓦6721Gb(Ⅲ-2期)が出土した。後述する東西棟建物SB17430より古い。

**SA17419** 調査区中央部にある掘立柱南北塀。SB17410の南西隅柱から南に5間のび、SA17418につながる。SA17417をたてかえた塀。柱間寸法は9.75尺。この塀の柱抜取穴は、SA17417の柱穴とは対称的で、瓦片・石などを多く含み、軒平瓦6721F(Ⅱ-2期)、6721Ga(Ⅲ-2期)などが出土した。

**SB17415** SB17410の東にある2間の南北掘立柱列。柱間寸法は8尺。東に続く柱穴は完全に削平されているが、東西棟建物の西側柱筋を検出したものであろう。南端柱を調査区西部のSB5750南側柱筋と合わせる。

**SB17420** 桁行5間×梁行2間の掘立柱東西棟建物で、調査区南西隅において東半の桁行2間ぶんの柱穴を検出した。西半は第43次調査で検出している。柱間寸法は桁行9尺、梁行8尺。後述のように、北東隅柱よりSA17421が北にのび、南東隅柱よりSA5715が東にのびる。

**SA17421** SB17420の北東隅柱から次に述べるSA5770東端柱に接続する3間の掘立柱南北塀。柱間寸法は9.5尺。柱抜取穴から軒丸瓦6308B(Ⅱ-2期)が出土した。  
**SA5770** SA17413の38尺南にある掘立柱東西塀で、東半

2間分を検出した。第43次調査において西半を検出して  
おり、西端は南北塀SA5025にとりつく。全体で6間で東  
端はSA17421北端柱穴と共有する。柱間寸法は9尺。切り  
合いからSB5730より古い。

SB17422 SA5770柱筋の東延長上にあり、SA17419との  
間に開く1間の棟門。柱間寸法は14尺。SA5770との距離  
が4尺、SA17419とが5尺をとる。西側の柱抜取穴は、  
SA5770東端の柱抜取穴と共有しており、同時に壊された  
ことがわかる。また、柱抜取穴から、軒平瓦6721Da (II  
-2期)のほか、軒丸瓦6282Ia (III-1期)、軒平瓦6721Gb  
(III-2期)が出土した。

SA5715 調査区南辺に沿う掘立柱東西塀。SB17420の南  
東隅柱から東にのび、南東の第243次調査区に続くが、東  
部では削平されているらしく、柱穴が遺存しない。柱間  
寸法は9尺。

SB17423 調査区西部中央、SA17413の南にある桁行6  
間×梁行2間の掘立柱東西棟建物。桁行を二分する位置  
に間仕切の柱穴がある。柱間寸法はややばらつきがある  
が、おおむね桁行・梁行ともに5.5尺。後述の井戸SE17445  
よりも古く、SA17417よりも新しい。

SA5740 調査区西辺を縦断する掘立柱南北塀。すでに  
第43次調査で検出しており、今回はその再発掘をおこな  
った。南端は第243次調査で検出した単廊SC16245に接続  
し、そこから本調査区北方の未調査区へのび、さらに北  
の第128次調査区でも検出している。柱間寸法は10尺。  
SB5730に切られる。

SB17430 調査区東部南方にある身舎桁行3間以上×梁  
行3間、南北庇つきの掘立柱東西棟建物。柱間寸法は桁  
行・梁行・庇のいずれも10尺。身舎の柱穴に比べ、庇  
の柱穴はやや小さく浅い。調査区東部ではかろうじて身  
舎の柱穴が残存している程度であり、東方の未調査区へ  
続いている。規模や遺構残存状況からみて、ある時期の  
正殿と考えられる。後述するように、この建物の北にあ  
る東西棟建物SB17450、SB17440と柱筋をそろえる。切り  
合いからSA17418より新しい。

SB17450 調査区東部北方にある身舎桁行2間以上×梁  
行2間、南北庇つきの掘立柱東西棟建物。身舎部分に西  
庇があるが、これは増築と考えられる。柱間寸法は、桁  
行・梁行・南北庇の出・西庇の出とも全て10尺。削平著  
しい調査区東部でも、抜取穴までしっかり残存している。

身舎および南北庇の柱穴掘形は、約1.5mの隅丸方形で、  
直径約35cmの柱根が遺存する柱穴もある。一方、西庇の  
柱穴は、身舎および南北庇の柱穴に比べ、小さく浅い。  
しかし、この柱穴は身舎と柱筋がそろい、距離も10尺と  
計画的なこと、平側に庇をもつ切妻造建物の場合、妻側  
に庇を増築しようとするれば、屋根勾配を確保するために  
身舎部分にしか庇をつけないことは十分に考えられるこ  
と、身舎および南北庇柱穴との規模・深さの差は、増築  
と考えれば解釈がつくことから、別の建物の西側柱筋で  
はなく、増築した西庇の柱穴と理解した。後述するよう  
に、SB17450の南12尺の位置には、SB17440が、さらに西  
40尺の位置にはSB17460があり、いずれもこの建物と柱  
筋をそろえる。これら3棟は周的な計画の下に建設され  
た様子がかがえ、この区画の中心部を構成する建物群  
と考えられる。また、SB17450とSB17440はSB17430とも  
柱筋をそろえる。

SB17440 調査区東部中央にある桁行2間以上×梁行2  
間の掘立柱東西棟建物。柱間寸法は、桁行10尺、梁行9  
尺。柱穴掘形は約0.9mの隅丸方形で、SB17450柱穴同  
様、抜取穴まで残存する。SB17450と柱筋をそろえ、12尺  
離れる。SB17450の前殿と考えられる。

SB17460 調査区中央部と西部の境にある桁行7間×梁  
行2間の掘立柱南北棟建物。柱間寸法は桁行が10尺、梁  
行が9.5尺。この建物はSB17450・SB17440と40尺離れ、  
北側柱筋をSB17450の北庇柱筋、南側柱筋をSB17440の  
南側柱筋にそろえることから、この2棟に対する脇殿と  
考えられる。しかし、柱穴はこれらに比べると浅く、特  
に南北二本の妻柱の柱穴はごく浅い。妻柱のみ礎石建ち  
とした可能性もある。この建物の柱抜取穴からは、平城  
宮土器編年IV～V期の土器片が出土した。

SB5730 調査区西部南方にある桁行9間×梁行2間の  
掘立柱南北棟建物。第43次調査区の東辺に東側柱筋の柱  
穴がかかっており、本調査では、再発掘を含めて建物の  
東半分を検出した。柱間寸法は桁行が8尺、梁行が9尺。  
調査区西部南方の遺構群の中では最も新しい。柱抜取穴  
から平城宮土器編年IV～V期の土器片が出土した。

SE17445 調査区西部南方にある井戸(図9)。周囲に素  
掘りの排水溝があり、北西部から西に排水していたらし  
い。井戸枠は残存せず、断面観察では、掘形の痕跡がほ  
とんどなく、抜取穴が掘形をほぼ破壊して井戸枠を抜き



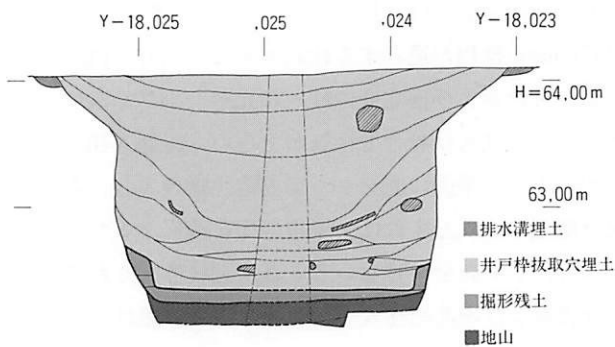


図9 井戸SE17445断面図 1:60

取ったように見える。しかし、発掘時の湧水も少なかったことからみて、掘削したのみで井戸として使用しなかった可能性もある。井戸埋土の遺物には、瓦・土器・楨皮などがあるが、全体的に量は少なく、廃棄され底部に堆積したような状況ではない。瓦は軒丸瓦6285A (II-1期) から、軒平瓦6760A (IV-2期)、「理」の刻印をもつ瓦片 (V期) まで、II~V期のものが混じっている。土器は土器編年IV期にあたるものや緑釉陶器片があるが、量は少ない。墨書土器については遺物の項でふれる。

**SK17431・SK17432** 調査区中央部南方にある瓦溜。軒丸瓦6282Ca、6284Ec (いずれもII-2期) が出土した。

**SK17433~SK17436** 調査区西部南方で検出したごみ捨て穴。多量の瓦片、土器片が出土した。軒瓦はII-2期からIII-2期にかけてのものが多く、このうちSK17434は、埴輪窯の窯壁らしい赤く焼けた粘土の残骸を多量に含んでいた。これらの土坑はすべてSB5720、SA17421より新しく、SB5730より古い。

**SX17438・SX17439** 調査区西部中央付近にある土坑状遺構。L字型・コ字型に布掘りした後、その中に重複して小穴をいくつか掘っている。性格不明だが、幡にとりなう遺構の可能性もある。

#### 古墳時代の遺構・その他

**SX17455** 調査区中央部南方にある円筒埴輪を棺とした古墳時代の埋葬施設。後に詳述する。

**SD17456・SD17457** いずれも古墳時代の素掘りの斜行溝。SD17456は埴輪棺SX17455の北にあり、SD17457は調査区西部北方にある。いずれも幅10cm~15cmである。SD17456は両端が削平されているが、南東方の第243次調査区から続くものと考えられる。第243次調査では、埴輪窯に伴うと思われる粘土塊SX16282を検出しており、こ

うした埴輪製作関連施設からの排水溝の可能性がある。  
**SK17458** 調査区西部南方にある浅い土坑。瓦はなく、埴輪片、古墳時代の土器片のみを多量に含む。古墳時代のごみ捨て穴であろう。

**SE17446** 調査区中央部北方にある近代の野井戸。

## 4 遺構の変遷

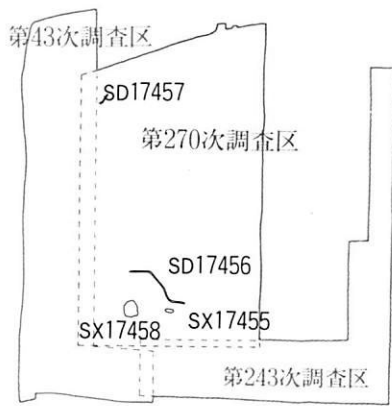
以上、記してきた遺構は、古墳時代の土坑・埴輪棺・斜行溝、近代の野井戸を除き、すべて奈良時代の遺構である。これらは、大きくA~E期に分けられる (図10)。

**A期** 奈良時代前半。A1・A2期に分けられる。第43次調査で検出した掘立柱南北塀SA5025とSA5745を、東西塀SA5735を介して鍵の手状につなぎ、東院の西限を画す。一方、南方の第43次・第243次調査で検出した掘立柱東西塀SA5695をこの地区の南の区画塀とする。

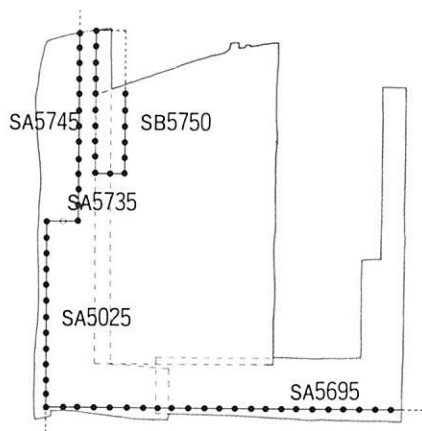
A1期は、SA5745の東10尺、SA5735の北30尺の位置にSA5745と柱筋および柱間寸法をそろえてSB5750をたてる。この時点ではSB5750に東底はない。

A2期は、調査区北方では、同規模の総柱建物SB17411とSB17412を東西に並立させる。2棟の建物の間隔は20尺で、さらにSB17411とSB5750との間隔も20尺をとる。SB17411の梁行も20尺であり、SB17411とSB17412は、SB5750東側柱筋を基準に計画的に配されたことがわかる。しかし、柱筋、柱間寸法が一致しないことから、SB5750と同時期の建設ではないと考えられる。一方、調査区西部南方には、SB5750と西側柱筋をそろえてSB5750の南60尺の位置にSB5720をたてる。また、SB5720はSA5695の北10尺に位置する。SB5720の柱間寸法が10.6尺と不自然な数字なのは、上記のようにして桁行全長を決定した後、それを柱間数で等分したためと考えられる。このSB5720の設計手法はA1期のものとは異なるため、造営時期をA2期と判断した。SB5720の東約7尺の位置には、雨落溝SD5772がある。SB5720の東ではSA16251がSA5695から北に2間分のびる。

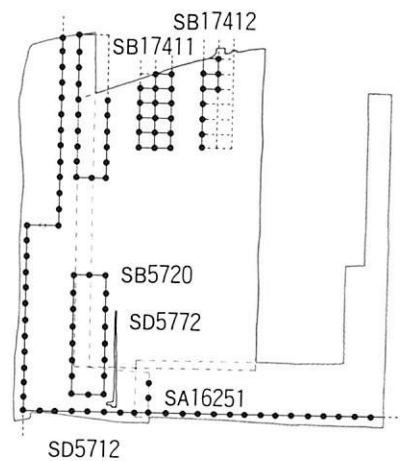
**B期** 奈良時代中頃。B1・B2・B3期に分けられる。B期は、東院の西限を区画する塀はA期のままで、調査区中央部にSB17410をたてる。SB17410には、南側柱筋にSA5735の延長である東西塀SA17413を接続させ、さらにSA17414を東にのばす。また、北東隅柱からはSA17416を北にのばす。SA17416はA期から存続する南北塀SA5745



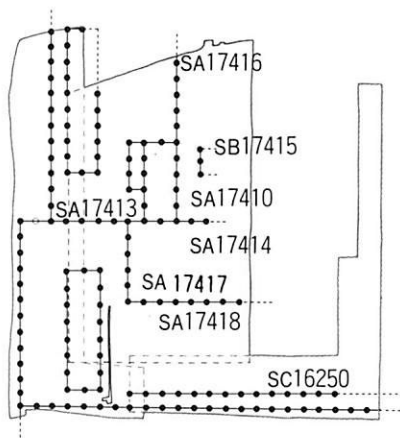
古墳時代



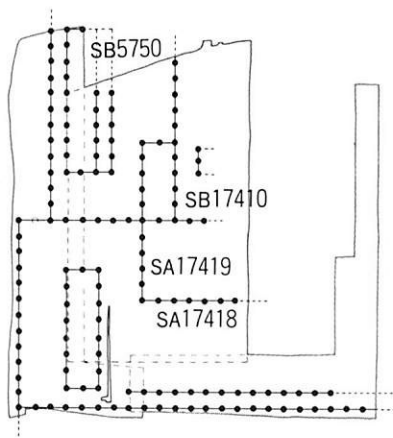
A 1 期



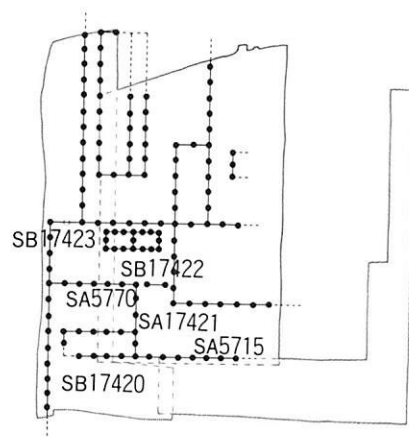
A 2 期



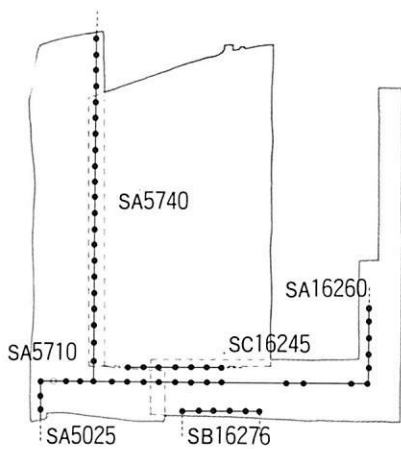
B 1 期



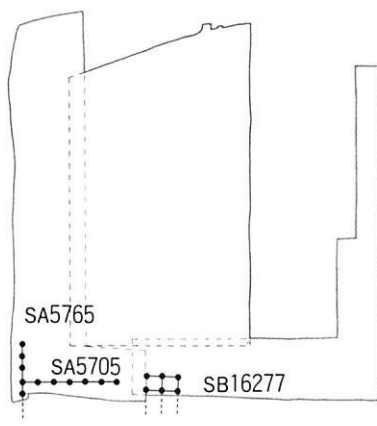
B 2 期



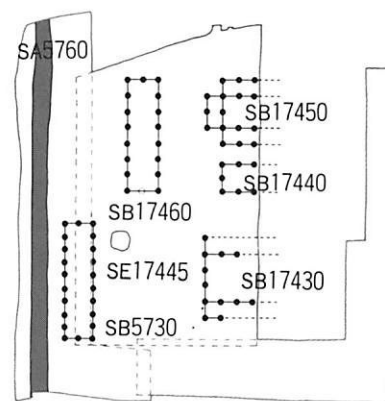
B 3 期



C 期



D 期



E 期

図10 第270次調査遺構変遷図

とともに、東西78尺の区画をつくる塀と考えられる。このSB17410を中心として、これにとりつく塀で構成される区画がB期の骨格となる。なお、SB17410とこれに取りつく塀SA17413・SA17414・SA17416～419は、柱間寸法がいずれも9.75尺という完数值にならない単位寸法を使用しており、これらの造営は一連のものと考えられる。また、A期から存続するSB5750の東庇の出も9.75尺であり、この時期に増築したのと考えられる。

B1期は、西庇つきのSB17410をたてて塀がとりつくというB期の骨格をつくる。SA17413から南にSA17417をのぼし、南端でおれてSA17418が東へ続く。一方、SB5720とSB5750はA2期のままだが、南の区画塀SA5695を利用して単廊SC16250に改変する。また、SB17410の東には、SB5750と南側柱筋をそろえて東西棟建物SB17415をたてる。

B2期は、SB17410の西庇を撤去し、SB5750に東庇をつける。これにともなって、SA17417を9.75尺東のSA17419にたてかえる。

B3期は、調査区南西部を大きく改作する。東西棟建物SB17420をたて、その南側柱筋を東に延長してSA5715をつくり、南の区画塀とする。またSB17420北東隅柱からSA17421を北に3間のぼし、SA5025より東にのびるSA5770と接続させる。SA5770、SA5025、SA17413、SA17419で囲われた内部に、間仕切りのある小建物SB17423をたてる。SA5770の延長線上、SA17419との間には、棟門SB17422をたてる。SA17413より北側の区画はB2期のまま存続する。

**C期** 奈良時代後半。B期までの建物のほとんどを改変する。SA5025・SA5745に代わって、掘立柱南北塀SA5740をつくり、東院の西限とする。SA5740は南端で掘立柱東西単廊SC16245に接続させる。SC16245は新しい南の区画施設となるが、SA5740以西は東西塀SA5710となってSA5025の残存部分に接続する。一方、SA5740の東170尺の位置には南北塀SA16260をつくる。SA5740、SA16260の軸線は北に行くにつれて東に振れており、SC16245も東で南に若干振れている。この区画の中に適当な建物はみられず、空閑地であったと考えられる。SC16245の南には掘立柱東西棟建物SB16276がある。

**D期** 奈良時代後半。それまでの建物を全て撤去し、南端部の第43次・第243次調査区に南北塀SA5765、東西塀

軒丸瓦			軒平瓦			丸瓦	
形式	種	点数	形式	種	点数	重量	219.7kg
6132	A	1	6663	A	3	点数	1,826
6135	A	1	6664	F	1	平瓦	
6282	B a	1	6691	A	3	重量	749.4kg
	B b	1	6719	?	1	点数	4,734
	C a	1	6721	C	2	埴	
	E	1		D	3	重量	61.8kg
	H	2		E	1	点数	55
	I a	3		F b	1	凝灰岩	
	?	1		G	17	重量	7.0kg
6284	E	5		H	3	点数	6
6285	A	1		?	5	道具・その他	
6304	?	1	6732	C	1	刻印丸瓦「理」	3
6307	A	1		F	1		
6308	A a	2	6760	A	1		
	B	2					
	?	1					
6316	B	1					
	型式不明	4					
	中世巴	1					
軒丸瓦計			軒平瓦計				
31			43				

表3 第270次調査出土瓦埴類集計表

SA5705と雑舎SB16277をたてる。東院の西限を区画する施設がなく、D期はE期の建物を造営するための過渡的な時期と考えられる。

**E期** 奈良時代末期。最も整った建物配置をみせる。南北築地SA5760をつくり、東院西限の区画塀とする。これまで南辺にあった区画施設を撤去し、南方の未調査区を一体とした土地利用をする。調査区南東には身舎梁行3間、東西棟の正殿SB17430をたて、その北には正殿と柱筋をそろえて正殿クラスの東西棟建物SB17450をたてる。SB17450には前殿SB17440、脇殿SB17460を付属させる。また、築地心より東に20尺の位置で、SB17460の南20尺、西20尺の位置には、南北棟建物SB5730をたて、正殿SB17430に対する脇殿とする。SB5730の東には井戸SE17445を掘る。正殿を桁行9間と推定すると、築地心から正殿心までの距離は150尺。SB17450は後に西庇を増築する。(箱崎和久/遺構)

## 5 出土遺物

全体的に遺物の量は少ない。これは本調査区においては遺物包含層が大きく削平されているためであろう。

### 瓦埴類

瓦埴類は本調査区内から多量に出土しているが、軒瓦は少ない。数量を表3に示す。出土遺構は西部南方の土坑群のほか、SA17418、SA17419、SB17422、SE17445が

ある。型式別に見ると、他より数量がやや多いものに、6721G型式があるが、これは平城宮軒瓦編年Ⅲ期に属し、本調査区から出土したものは全て直線頸である。なお、東院地区の既発掘調査において出土の多い緑釉瓦は、本調査区では出土しなかった。(清野孝之／考古第3)

#### 土器・埴輪

奈良時代の土器はSK17435、SE17445などから出土しているが、細片が多く特筆すべきものはない。また、古墳時代の遺物には、埴輪片、土器片が多いが、いずれも完形、またはそれに近く復原できるものはほとんどない。これらはSK17458からの出土が最も多く、ついでその周辺の土坑群である。数は少ないが、SE17445や建物の柱穴からも出土している。埴輪棺SX17455とその出土遺物については後に述べる。

墨書土器は、SE17445から計9点が出土した。このうち釈読できるのは、転用硯とした須恵器杯B蓋の裏に、「勝勝」とある1点のみである。(山下信一郎／史料)

## 6 まとめ

### 建物と建物配置の特徴

**A期** 遺構の数も少なく性格も不明だが、倉庫建築と南北堀に沿った南北棟建物の存在に注目すれば、ある官衙域の周辺部である可能性が大きい。

**B期** 特筆すべき建物はないが、建物配置は特徴的である。すなわち、長い堀・単廊によって大きな区画をつくり、その中で建物の壁を堀としながら、短い堀によって小さな区画をつくるという点である。これらの小区画および建物の機能・性格については、小区画が調査区内で完結している部分が少ないこともあって、あきらかではない。このような建物配置は、平城宮内でも類例が少なく、内裏内の周辺殿舎地区に若干みられる(『平城報告XIII』)が、その性格についてもあきらかではない。ここでは、官衙中心部分の儀式的区画に対する実務的色彩の強い区画と考えておく。

**C期** 廊と堀で区画された空間があるのみだが、これは発掘区がこの区画の前庭部分にあたるためであろう。したがって、C期のこの区画の中心部は本調査区の北方にあったと考えられる。B期および後述するE期の建物配置が内裏に類似する点があることを勘案すると、C期の広場は、奈良時代を通じて広場であった内裏の東南区

画に類似するものとも考えられる。なお、2条の南北堀SA5740とSA16260の東西幅170尺は、『平城報告XIII』が述べるII期～IV期(聖武朝～淳仁朝)における内裏の東区画の東西幅に近い。

**D期** 前述のように、E期の建物造営のための過渡的な時期と推定できる。ところで「東内」の語は、『続日本紀』の、神護景雲元年(767)12月と3年1月に記載がある。元年12月9日条には「造東内次官」が任命された記事がみえ、このころ「東内」の造営がおこなわれていたと考えられる。本調査の遺構変遷において、その時期を考えるならば、D期にあてはめることができるだろう。

**E期** 調査区南東に身舎梁行3間南北庇付きの正殿SB17430がある。身舎梁行3間の掘立柱建物の発掘例は、平城宮内では、内裏正殿(東西棟、四面庇、第IV期を除く)、内裏第I期(元明～元正朝)の御在所正殿(東西棟、四面庇)のほか、通称、第一次大極殿地区のSB7150(東西棟、四面庇)、第二次朝堂院東第一堂の下層遺構(南北棟、四面庇)がある。また、長岡宮の第二次内裏、東宮の正殿(東西棟、四面庇隅欠き)も身舎梁行3間である。さらに、平城上皇の内裏と考えられている平城宮第一次大極殿地区第Ⅲ期のSB6620(東西棟、四面庇)がある。一方、平城京内では、左京三条二坊の長屋王邸中央内郭の正殿(東西棟、南北庇)があり、右京三条三坊八坪の正殿(東西棟、南庇。奈良市257-1次調査、1992年)も、柱間寸法は小さいが身舎梁行3間の例である。このように、身舎梁行3間の建物の発掘例は少ないが、いずれも正殿クラスの格の高い建物で、内裏正殿にはよく用いられた規模であることがわかる。さらに庇のつき方に注目した場合、内裏のような四面庇正殿のほうが格上で、右京三条三坊八坪の片庇正殿は格下といえる。そうすると、今回検出したSB17430は、身舎梁行3間でかなり格の高いものであるが、南北庇であることを考えれば、内裏正殿に次ぎ、長屋王邸正殿と同クラスの建物といえることができる。

また、この時期の建物配置をみると、本調査区東部および東隣部分がこの区画の中心部で、この区画は南に広がっていたと推定される。前述のように、正殿SB17430を桁行9間と推定すれば、その心から築地SA5760までが150尺となり、この区画の東西幅は300尺の規模を有していたこととなる。この区画の性格の判明には、本調査区



の南および東の発掘調査成果を待たなければならない。しかし、この区画の規模、身舎梁行3間の正殿SB17430の存在、また、その背後にもう一つの正殿クラスの建物SB17450を配置する点、この2棟の建物がそれぞれ脇殿をもつ点などは、『平城報告XIII』が記す平城宮内裏地区の内裏正殿・御在所正殿の建物配置に類似する(ただし、内裏正殿と御在所正殿の間にはII期以降に区画塀が設けられている)。すなわち奈良時代末期には、内裏に次ぐような重要な区画がこの付近にあったと考えてよからう。

#### 周辺の既発掘区との関係

①第243次調査区との関係 本調査区南東方の第243次調査区とは、C期まで単廊、塀によって区画されており、本調査区との直接的な関わりはうすいと考えられる。第243次調査の所見では、奈良時代前半の本調査区南方を、東西に細長い大規模な役所と想定している。本調査区がB期において、前述したような実務的色彩の強い空間と考えれば、そのような官衙に付随した区画と理解することもできよう。一方、E期には、第243次調査区の西部と一体になった、大規模かつ格の高い区画を想定できる。奈良時代末期には第243次調査区西部の遺構の密度が小さくなることから、本調査区で検出した区画の前庭にあたる可能性があろう。

②第128次調査区との関係 本調査区の北方、未調査区を隔てた第128次調査区は、奈良時代最末期に南北築地をつくり、大型の井戸を掘って区画内を整備している。また、「大膳」「盛所」等の墨書土器が出土しており、調査所見では、「東院に付属する台所的な役目を担う官衙であった可能性」を示唆している。第128次調査で検出した南北築地とは、SA5760の延長部分であるから、この井戸の時期は、本調査における遺構変遷E期にあたる。前述したように、E期の建物配置は内裏中心部に類似する。このような内裏の建物群の北側に厨の空間があるという構成は、平城宮中央部の内裏と内膳司の關係に類似している。また、南北築地SA5760の他、A期～B期にかけての南北塀SA5745、B期の南北塀SA17416、C期の南北塀SA5740は第128次調査区まで連続すると考えられる。すなわち、本調査区は奈良時代を通じて第128次調査区とは密接な関係があり、その末期にはきわめて関係の深い重要な空間と考えられる。

#### 奈良時代における本調査区の様相

本調査区では、奈良時代前半の遺構は少ない。また、第128次調査の所見では、本報告でA期に比定した南北塀SA5745も奈良時代初頭までさかのぼらない。したがって、この付近の本格的な土地利用は、平城遷都よりかなり遅れる可能性が高い。一方、E期に重要な機能をもった区画があらわれてくることを考慮すれば、それ以前も軽視すべき区画ではないと考えられる。すなわち、E期以前の建物配置にも、内裏中心部をとりまく建物群との類似点がみられるのであり、E期にあらわれるような中心部周辺の建物群であった可能性もある。いずれにしても、本調査区に限れば、奈良時代を通じて時期ごとにその機能を変えていった地区ということができる。

なお、東院正殿と目され、瑠璃瓦を葺いたという「東院玉殿」は礎石建物であったと考えられる。しかし、本調査区では礎石建物は検出されなかった。これは、後世に完全に削平されていると考えることもできる(調査区東部は後世の土取りによって、完全に削平されていて礎石建物の存否は不明)が、削平といっても雨落溝SD5772が残る程度の削平であり、礎石そのもののみならず、根石や礎石建物にともなうと考えられる基壇の痕跡も全くないことから、礎石建物は存在しなかったと考える方が自然である。また、瑠璃瓦といわれる緑釉瓦が出土しないことからみても、本調査区と「東院玉殿」との関連はうかがえない。

文献史料や出土資料にみえる「東宮」「東院」「東内」「楊梅宮」との関連は今後の検討課題であって、今後の周辺地区の発掘調査によって、本調査区の性格がつかめることを期待する。(箱崎和久)

#### 7 埴輪棺(SX17455)の調査

本調査区の東南部で鱗付円筒埴輪2本等を使用した古墳時代の埴輪棺を1基検出した。周辺には、南西に第43次調査で検出した古墳時代の方墳1基、南・南東に第243次調査で検出した古墳時代中期以降の埴輪窯5基が存在する。また、佐紀盾列古墳群東群が北方に並び、その一部は平城宮内に埋没している。

#### 遺構

墓塚 周囲は地山面まで削平されており、埴輪棺も、円筒形の棺の上半部は全く残存しておらず、下半部のみを

検出した。墳丘等の外部施設は削平のため、確認できなかった(図11)。

墓壙は地山を掘り込み、墓壙長172.5cm、幅54cmで、深さは約18cm残存していた。平面形は長楕円形を呈し、ほぼ東西に主軸をとるが、西側がやや北に振れている。

墓壙内には場所により厚さを変えつつ橙褐色粘質土が敷かれており、その内側に茶灰色粘質土が約1.5cmの厚さでほぼ均等に張られて、棺周囲を覆っていた。前者は棺の高さを調節するための置土、後者は棺を被覆する粘土であろう。また、橙褐色粘質土中には埴輪片が数点含まれている。

**棺** 鱗付円筒埴輪を2本、東西に並べて使用していた。説明の便宜上、西側を西棺、東側を東棺と呼ぶ。西棺はわずかに残存する口縁部を東に向けていた。鱗部は端部を折りとって、ほぼ垂直に立てた状態で納められていた。東棺も、埴輪の形状から見て口縁部側を東に向けていたことがわかる。鱗部はほぼ水平に納められていたが、北側は削平を受け、全く残っていなかった。東、西棺の端は接するように並べられ、一方を他方の中に差し込んだ形跡はなかった。棺は、東に行くに従い徐々に高くなるように墓壙内の置き土の高さを調節して納められていた。

西棺の西端は朝顔形埴輪の口縁部の一部を使用して端

部を閉塞していた。東棺の東端は非常に残存状態が悪く、端部を閉塞するように垂直に立てられた埴輪小片が残るのみである。

#### 副葬品の出土状況

棺内より管玉1点、ガラス小玉2点、棺下の墓壙内より管玉4点、ガラス小玉2点、墓壙外より管玉3点が出土した。墓壙外出土品は、埴輪棺に隣接する位置から出土。周辺には玉類を出土するような遺構もなく、棺内や墓壙内出土品と大きさ、形態、素材が共通することから、元来、埴輪棺にともなうものであったと考えられる。

棺内の玉類は、東棺ほぼ中央より管玉1点、ガラス小玉1点が、西棺と東棺の中間から管玉1点が出土しており、全体的に東側に偏る傾向を示す。棺は西側の方が低く、遺物がより良好に残存する条件を備えているが、西側には全く副葬品が認められないことから、もともと東側に副葬品が多かった可能性が高い。棺下の墓壙内の玉類も、全体として墓壙の東側に偏る。棺下は攪乱されておらず、ほぼ原位置を保っていると考えられるが、玉類には向き、高さにまとまりがなく、ばらまいたような状況を呈する。

#### 遺物

**埴輪** (図12の1・2) 棺に使用された鱗付円筒埴輪2本

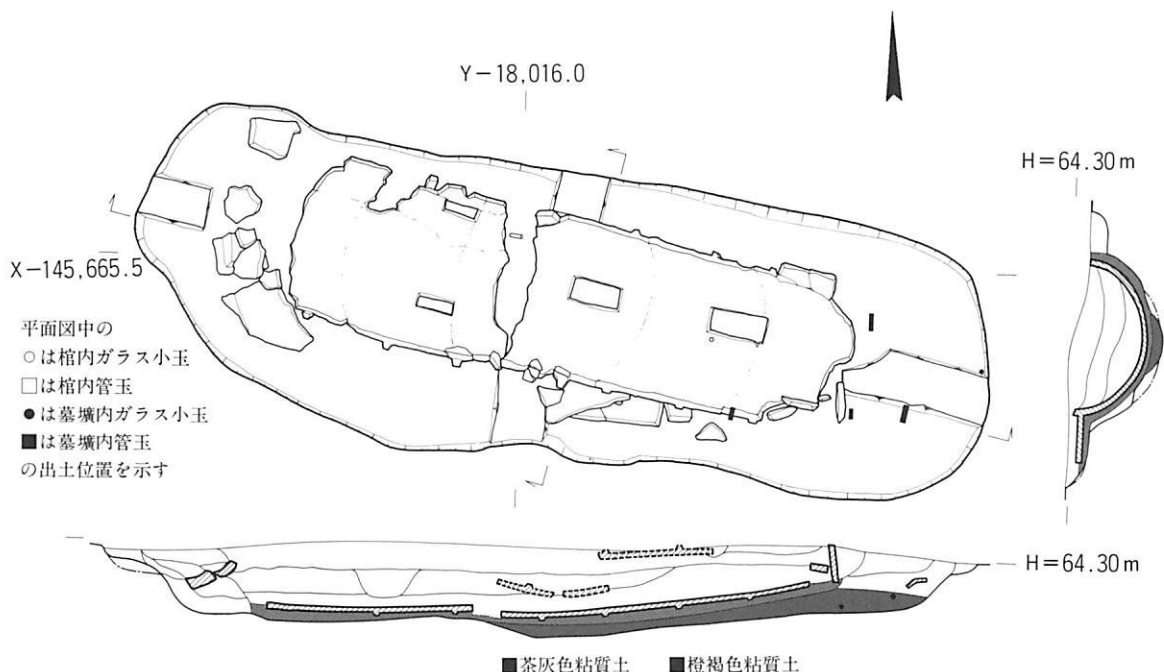


図11 埴輪棺SX17455平面・断面図 1:15

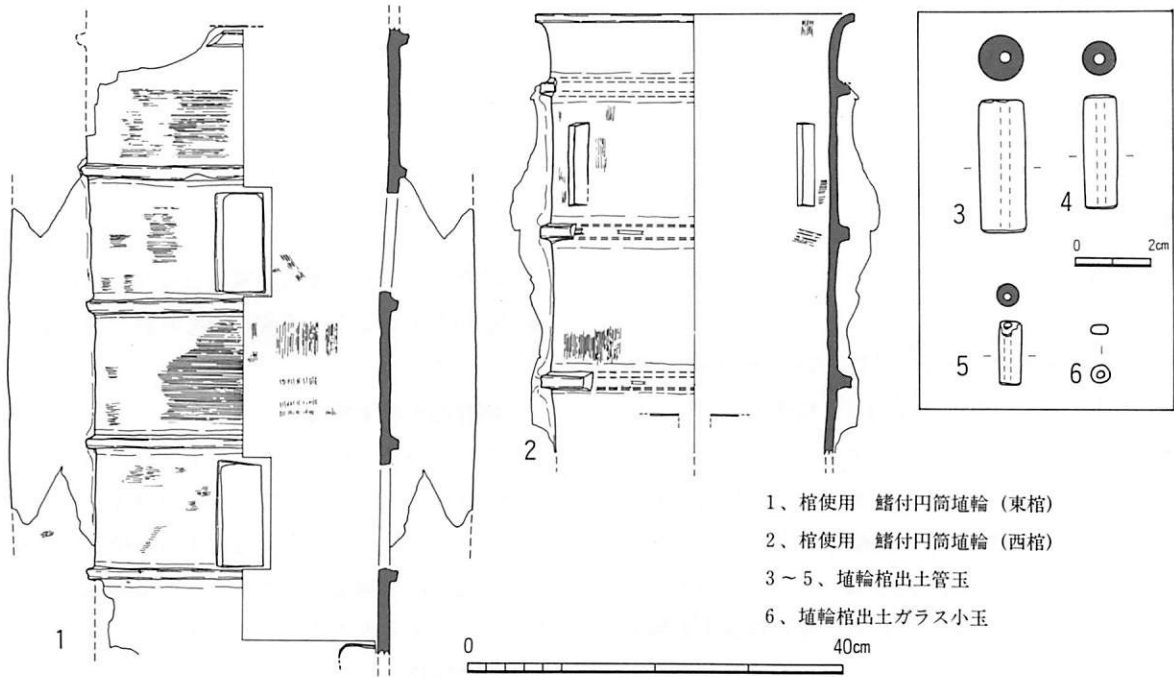


図12 埴輪棺 (SX17455) 出土遺物実測図 (1・2 1:8, 3~6 1:2)

と、西棺の西端部を閉塞していた朝顔形埴輪、東棺の東端部を閉塞していた埴輪片、墓壙内から出土した埴輪片がある。いずれも土師質で、一部に黒斑が残る。

東棺に使用された鱗付円筒埴輪 (1) は、口縁部、底部を欠き、6段分の約半分が残存する。色調は明褐色。残存高66.5cm、復元径31~33cm、器壁厚約1.2cm。各段の高さは、14cm前後ではほぼ一定している。長方形のスカシ孔を一段おきに2方向に開けていたものと思われるが、残存する最も下の段には、長方形のものより上辺の長いスカシ孔がわずかに残る。これは三角形か半円形のスカシ孔であったと思われる。外面2次調整には、ストロークの長いヨコハケがみられ、内面調整はユビナデをおこなうが、一部タテハケを施す。外面には赤色顔料を塗った痕跡がある。突帯の断面形は端部の突出する台形である。

西棺に使用された鱗付円筒埴輪 (2) は、1段目の一部と、2~4段目までの約半分が残存する。色調は白橙色。残存高45.7cm、復元径約30cm、器壁厚約0.9cm。各段の高さは、15.5cmではほぼ一定しているが、最上段のみ8cmである。口縁部は大きく外反し、端部を指でなでる。スカシ孔は長方形で、一段おきに4方向に開けていたものと思われる。外面調整は、タテハケ後、ハケメをなで消し、内面調整はユビナデを施す。外面には赤色顔料を塗った痕跡がある。突帯の断面形は端部が突出した台形で、埴輪器壁外面の、突帯を張り付ける位置には棒状の工具で断続的に擦痕をつけている。

朝顔形埴輪は、口縁部の一部のみ残存する。東側端部

に当てられていた埴輪片は東棺と、墓壙内から出土した埴輪片は東棺・西棺と同様の特徴をもち、一部、東棺と接合するものもある。

これらの埴輪は、いずれも古墳時代前期末葉から中期前葉の特徴を備え、大きな時期差はない。また、棺使用埴輪と類似した特徴を持つ埴輪が佐紀盾列古墳群東群や、第243次調査で検出した埴輪窯で確認されており、埴輪棺の時期および立地から、これらとの深い関わりを推測できよう。

**玉類**(図12の3~6) 管玉7点、ガラス小玉6点が副葬されていた。管玉はいずれも緑色凝灰岩製で、長さ1.6cm程度、径0.6cm程度の小型品 (5)、長さ3.0cm程度、径0.9cm程度の中型品 (4)、長さ3.4cm程度、径1.2cm程度の大型品 (3) に分けられるが、大きさによる使い分けはみられなかった。ガラス小玉 (6) は、いずれも径0.5cm、厚さ0.2cm程度である。

#### まとめ

埴輪棺の時期は特定材料となるような副葬品を欠くため、推測の域を出ない。しかし、埴輪がいずれも短期間の内に製作されたと考えられることから、埴輪が製作された時期と、その埴輪を棺として利用した時期に大きな隔たりはないものと推定できる。また、玉類の出土数が多いことが注目される。埴輪棺に計13点の玉類が副葬された例はほとんどない。全国的にみても京都府金比羅山古墳例に次ぐもので、埴輪棺としては異例のことである。

(清野孝之)